



特許業務法人

創成国際特許事務所

ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく
意匠の国際登録制度について

2015年6月9日

意匠の国際登録制度とは

- 意匠の国際登録制度（ハーグ協定）は、複数国における意匠登録手続の簡素化と経費節減を目的とした制度。
- 意匠について複数国への一括出願と意匠権の一元的管理を可能にする。
- 日本から国際登録制度が利用できるハーグ協定ジュネーブアクトには、アメリカ、欧州共同体、韓国など、49ヶ国が加盟※している。

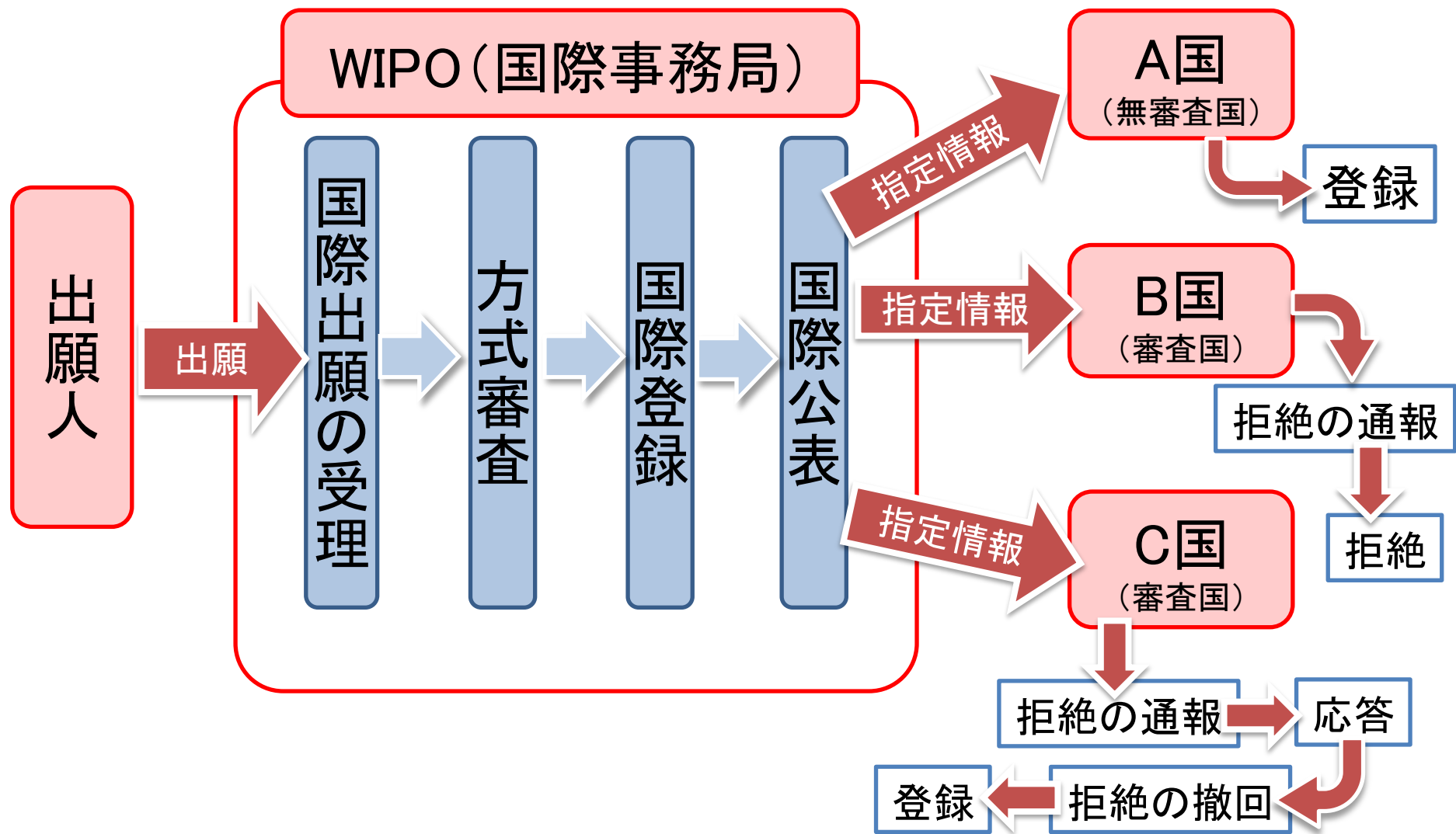
※最新の加盟国

<http://www.wipo.int/export/sites/www/treaties/en/documents/pdf/hague.pdf>

意匠の国際登録制度の概要

- ☑ 一通の出願書類で複数の指定締約国への出願が可能
- ☑ 最大100までの意匠を含めた出願が可能
- ☑ 国際登録により、各指定締約国への正規の出願と同一効果が発生
- ☑ 自国も指定締約国とすることが可能
- ☑ 国際登録の存続期間は5年（5年単位で複数回更新可能、最短の存続期間は国際登録の日から15年）
- ☑ 各指定締約国における意匠権の発生は、国際公表後6ヵ月又は12ヵ月以内

意匠の国際登録制度の概要



登録までの流れ

国際出願

- ・・・1通の出願書類をWIPOに提出(特許庁経由も可)
- ✓複数の締約国を指定可能
- ✓最大100の意匠を含めることができる

国際登録

- ・・・WIPOでの方式審査の後、直ちに国際登録がなされる
- ✓国際登録の日から、各指定国への正規出願と同じ効果
- ✓国際出願の出願日が国際登録の日となる

国際公表

- ・・・国際登録から6ヶ月後に、国際登録の内容が公表される
- ✓出願人の請求により、即時公表又は公表の延期が可能

権利発生

- ・・・国際公表後6ヶ月又は12ヶ月までに各指定国で審査
- ✓指定国の法令に基づく実体的要件を満たさない場合は同期間内に拒絶の通報がなされる

権利維持

- ・・・維持管理手続きは、WIPOで一元管理
- ✓権利期間は、当初5年間、更新手続きにより5年ごとの延長が可能(最短15年)

制度のメリット

日本を含む複数国の出願手続を一括で行うことが可能。

最大100までの複数意匠についての出願手続を一括で行うことが可能。

複数国における意匠権の維持管理手続を一括で行うことが可能。

出願時の外国代理人の選任が不要なため、出願費用の抑制につながる。

制度のデメリット

出願すると国際公表によって出願内容が公開されてしまうため、一定期間秘密を守りたいデザインの出願には向かない場合がある。

日本を指定国とした場合でも、日本の秘密意匠制度を利用できない。

加盟国がまだ49ヶ国と少ないため、保護が必要な国について利用できない場合がある。

＜商標(マドプロ):94ヶ国、特許(PCT):148ヶ国＞

国際登録制度の利用場面

(1) デザインの一元的出願

外国出願予定国に、国際登録制度（ハーグ協定）の締約国が含まれている場合には、日本の指定を含め、各国に一元的に出願を完了させることができる。

また、出願時に外国代理人を選任する必要がないため、出願時の外国代理人費用を抑えることもできる。

例：



国際登録制度の利用場面

(2) 類似デザインのバリエーションが予想される場面

日本の意匠制度において、類似するデザインを保護するための関連意匠制度は、本意匠の意匠公報発行前までに申出する必要がある。そのため、国際登録制度を利用しない場合は、6ヶ月～10ヵ月程度で審査が完了する現状の実務においては、バリエーションのデザインを申出できる時間的な猶予は通常1年未満。

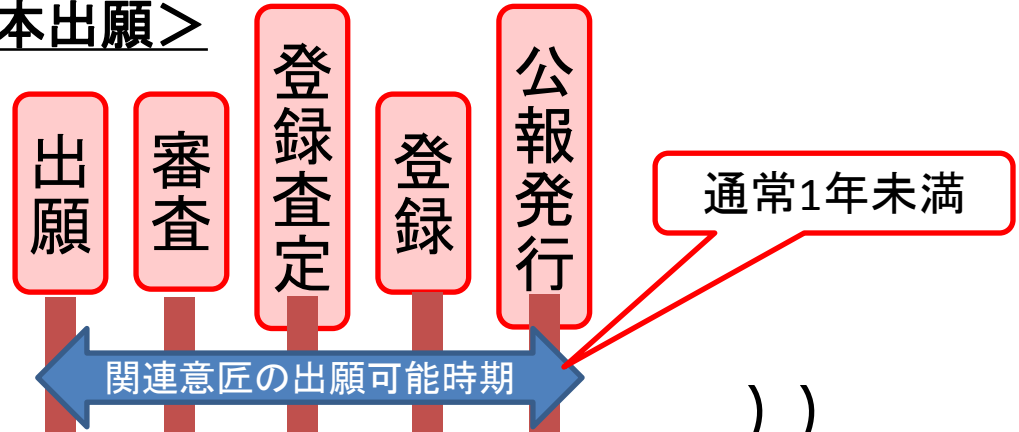
一方、国際出願においては、各指定国は、国際公表後のみ審査に着手できるため、日本を指定国として公表の延期を伴う国際出願を行えば、**最大で国際登録から30ヶ月の関連意匠の申出時期を確保**できる(他の指定国でも公表の延期が認められ、他に拒絶理由が存在しない場合に限る)。これにより、より戦略的なバリエーションのデザインの保護が可能になる。

※次ページの概念図参照

国際登録制度の利用場面

(2) 類似デザインのバリエーションが予想される場面

<通常の日出願>



<国際出願>

